

令和 7 年 9 月 1 日 (月)
午前 10 時 ~
区役所 8 階 特別会議室

第 7 回 足立区パラスポーツ推進協議会 次第

1 新任委員の委嘱

- (1) 視力障害者福祉協会選出委員

2 アクションプランと答申について

- (1) 変更箇所の説明
足立区パラスポーツアクションプラン最終案
- (2) 区長への答申について
- (3) アクションプランの今後の予定

資料 2

資料 3

3 今後の協議会運営について

- (1) アクションプランの記載事項の確認
- (2) 委員の意見交換

4 その他

- (1) 区のデフリンピックの取り組み状況について
- (2) 排泄コントロールができない方のプール利用について
- (3) 各委員からのお知らせ等

資料 4

資料 5

5 次回日程について

足立区パラスポーツ推進協議会 委員名簿（令和 7 年 7 月 1 日）

	区分	氏名	所属・役職
1	学識委員	盆子原 秀 三	S B C 東京医療大学 教授
2		藤 後 悦 子	東京未来大学 教授
3		植 松 隼 人	サインフットボールしながわ スクール代表
4		安 岡 由 恵	公益財団法人日本パラスポーツ協会 常務理事付特命担当次長
5	関係団体 (五十音順)	飯ヶ谷 美 恵	総合型地域クラブ興本倶楽部 クラブマネジャー
6		鵜 沢 勝	ADISC 代表
7		加 藤 仁 志	足立区ろう者協会 会長
8		鈴 木 真理子	足立区肢体不自由児者父母の会 会長
9		桑 原 芳 枝	足立区精神障害者家族会連合会あしなみ会 副会長
10		小金井 寛	総合型地域クラブ K I T クラブ 2 1 会長
11		齋 藤 安 江	NPO 法人つばさの会 理事長
12		佐 藤 奈 緒	足立区手をつなぐ親の会 会長
13		鈴 木 常 義	東京都立足立特別支援学校 校長
14		照 井 智 幸	社会福祉法人あいのわ福祉会神明障がい福祉施設 総合施設長
15		柳 川 富士雄	足立区視力障害者福祉協会 会長
16		中 島 進	社会福祉法人あだちの里西伊興ひまわり園 施設長
17		中 村 一 昭	東京ヴェルディ株式会社 普及コーチ
18		高 橋 至和子	公益財団法人足立区スポーツ協会 常務理事
19		西 方 雅 良	総合型地域クラブ N A C K クラブ クラブマネジャー
20		羽 住 敏 久	足立区スポーツ推進委員会 会長
21		原 則 子	足立区視力障害者福祉協会 卓球クラブ（サウンドテーブルテニス）部長
22		永 島 崇 子	東京都立花畑学園 校長
23		森 澤 美 穂	足立区精神障がい者自立支援センター センター長
24	区職員	茂 木 聡 直	地域のちから推進部長
25		伊 東 貴 志	福祉部長
26		馬 場 優 子	衛生部長

アクションプラン変更箇所一覧

変更箇所	変更理由（委員意見）
P 2 「3 目指す将来の姿」の（5）	変更前の「障がいのある方の理解」だと、具体的にどのようなことを指すのか分かりにくい。
P 5 「学校」の役割	インクルーシブ教育の推進について、役割を追加した方が良い。
P 1 2 「主な事業」の障がいのある方への移動サポートの検討（新規）	変更前は「＊協議会で検討」と記載されているが、欄外の「※」と関係しているように見える。他の記載と合わせるのが良い。
P 1 6 「2 学習機会の提供」	単に障がい者理解について学習の機会が提供されるだけでは、共生社会への実現とはならない。「障がい者が可哀そう」「助けてあげるべき」などと誤認されないために、文言を追加すべき。
P 2 6 「あだちスポーツコンシェルジュ」の令和7年度、令和8年度の目標値	変更前は、令和6年度と令和7年度の目標値が同じで向上値となっていない。変更すべきである。 なお、相談を受けた全ての障がい者を活動に繋げるのは、当事者の気分の変調等により困難である。
P 3 1 「学校訪問型パラスポーツ体験事業」の事業概要	単に障がい者理解について学習の機会が提供されるだけでは、共生社会への実現とはならない。「障がい者が可哀そう」「助けてあげるべき」などと誤認されないために、文言を追加すべき。



足立区パラスポーツアクションプラン (最終案)

足立区 地域のちから推進部
生涯学習支援室 スポーツ振興課
【令和7年8月作成】

目次

第1章 アクションプランの考え方

1	本プランの位置づけ	・ ・ ・ 1
2	パラスポーツの定義	・ ・ ・ 2
3	目指す将来の姿	・ ・ ・ 2
4	計画期間	・ ・ ・ 3
5	計画の見直し	・ ・ ・ 3
6	進捗管理	・ ・ ・ 3
7	推進体制	・ ・ ・ 4

第2章 現状と課題

1	これまでと現在の取り組み	・ ・ ・ 7
2	課題と要因	・ ・ ・ 9

第3章 施策展開

1	施策体系	・ ・ 1 1
2	各施策	・ ・ 1 3
3	各事業詳細	・ ・ 1 7

第4章 資料編

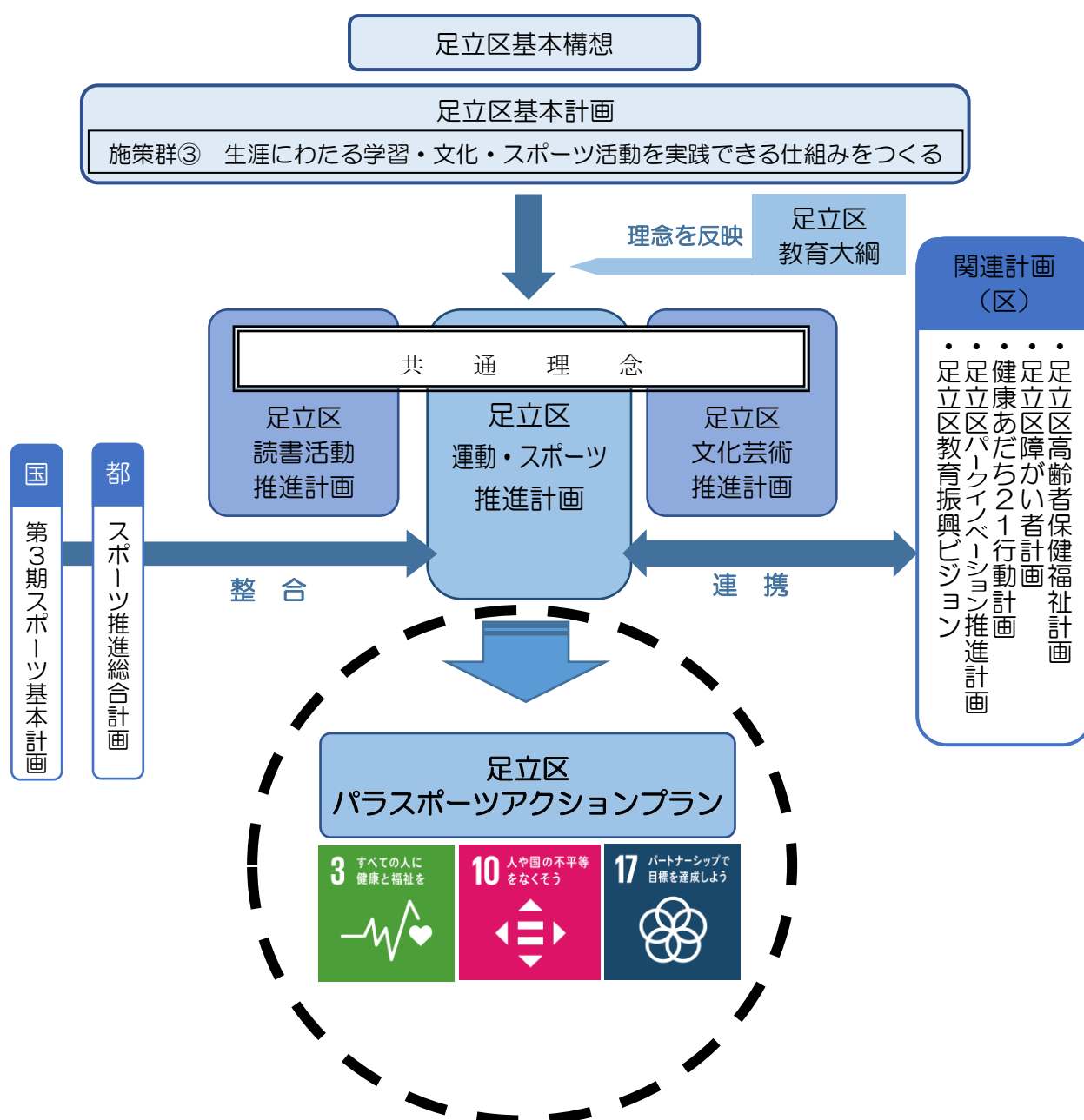
1	関係法令	・ ・ 3 3
2	関連する国の動向	・ ・ 3 4
3	区のスポーツ施設	・ ・ 3 6
4	アクションプラン策定の経緯	・ ・ 3 7

第1章 アクションプランの考え方

1 本プランの位置づけ

「足立区パラスポーツアクションプラン」は、区の最上位計画である「足立区基本構想」「足立区基本計画」を踏まえ、「足立区運動・スポーツ推進計画」と一体的に取り組んでいきます。

「足立区パラスポーツアクションプラン」は、「足立区基本計画」に示したSDGs 17の目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の達成に寄与します。



2 パラスポーツの定義

本アクションプランでは、パラスポーツを下記のとおり定義します。

- (1) 一般のスポーツをベースに障がいの種類や程度に応じてルール等を工夫しているスポーツ
 - (2) 障がいのある人のために考案されたスポーツ
 - (3) 障がいの有無に関わらず共に楽しめるスポーツ
(障がいのある人もない人も共に実践して楽しめるスポーツとして発展していく可能性を秘めているスポーツ)
- (出典：公益財団法人日本パラスポーツ協会「2030年ビジョン」)

【参考：スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方】

「スポーツ」には、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に「文化としての身体活動」を意味する広い概念である。

(出典：文部科学省 第3期スポーツ基本計画)

3 目指す将来の姿

パラスポーツアクションプランの実践により、以下の目標が達成されている共生社会の実現をめざします。

- (1) 誰もがパラスポーツを楽しんでいる。
- (2) パラスポーツを行う場が整っている。
- (3) パラスポーツを支援する人材が確保されている。
- (4) 様々な主体が連携し、パラスポーツ活動を推進している。
- (5) パラスポーツの普及を通じて障がいについての理解が広がっている。

4 計画期間

令和7年度から令和9年度の3年間を計画期間として、障がいのある方の運動・スポーツ活動の推進に取り組んでいきます。

	6	7	8	9	10
足立区基本構想 ※30年後を見据えて策定					
足立区基本計画					
足立区文化芸術推進計画					
足立区読書活動推進計画					
足立区運動・スポーツ推進計画					
足立区パラスポーツアクションプラン					

5 計画の見直し

令和8年度に上位計画である「足立区運動・スポーツ推進計画」の見直しを行うため、上位計画の改定を踏まえ、翌年の令和9年度に本アクションプランを見直します。

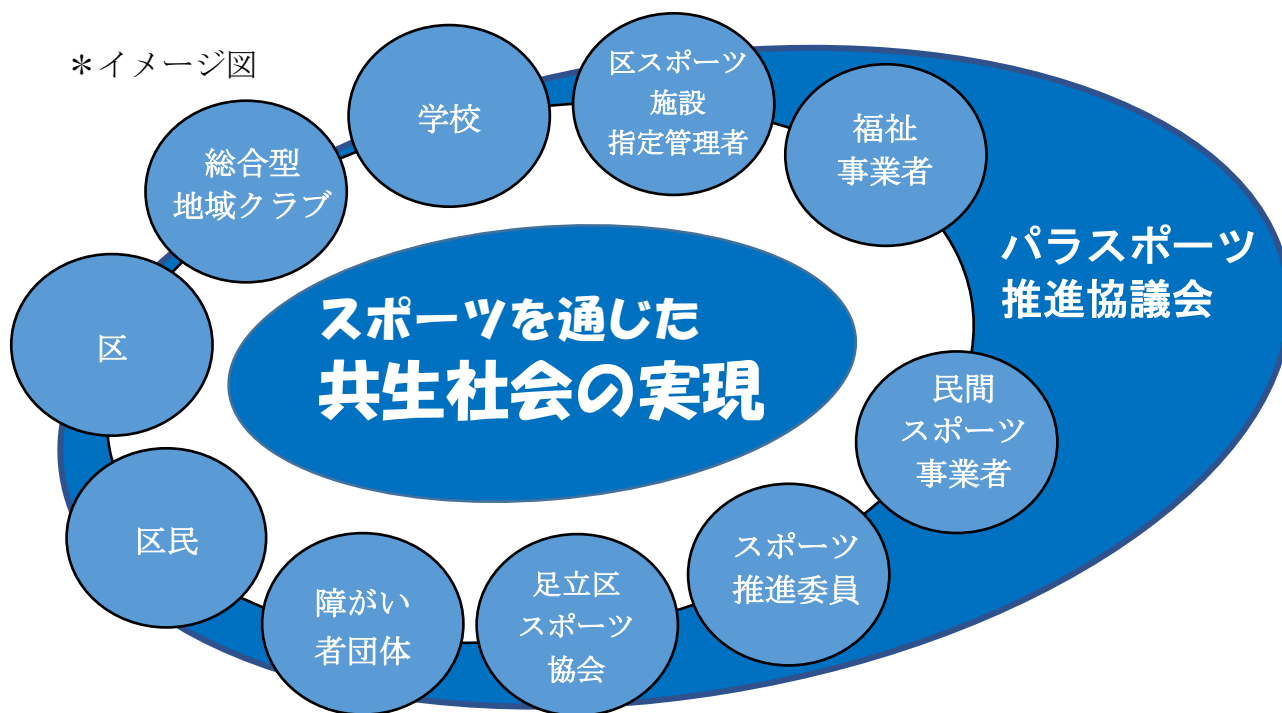
令和9年度以降については、上位計画である「足立区運動・スポーツ推進計画」の見直しに合わせて、「事業内容」「重点事業」「目標値」などの施策の見直しを行います。

6 進捗管理

パラスポーツ推進協議会の場で、「区」「スポーツ関係団体」「福祉事業者」等が年に1回本アクションプランに記載された役割や施策等の活動状況を報告し合い、本プランの進捗状況を共有します。

7 推進体制

アクションプランの推進にあたっては、障がい特性に応じた運動・スポーツとのかかわりを踏まえつつ、スポーツ関係団体等を中心として、学校、民間団体・事業者等が当事者意識をもって各々の役割を担うことで、協働・協創による取組みを進めていく必要があります。各主体の各々の役割は以下のとおりです。



(1) 各主体の役割

パラスポーツ推進協議会

ア 障がい福祉分野の方や地域の運動・スポーツを支える団体の方、障がい当事者、学識経験者などが専門的知識を持ち寄り、障がいのある方が運動・スポーツをより楽しめる方策を協議し、アクションプランの目指す将来の姿の実現に向けて施策を推進

区

ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、運動・スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことのできる機会の提供

イ 運動・スポーツに取り組める場づくり、運動・スポーツをささえる人材の育成

ウ パラスポーツ推進協議会の運営を通し、パラスポーツ活動の体制を構築・推進

区民

ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、運動・スポーツを楽しむ中で、障がい者に対する理解を深め、共生社会の実現に寄与

【参考】

障害者基本法第8条では、国民の責務として、国民は、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない旨定めている。(内閣府：平成29年版 障害者白書より)

スポーツ協会

ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、様々な方が幅広く運動・スポーツに取り組む機会を得られるよう加盟団体への普及啓発

スポーツ推進委員

ア 様々なパラスポーツの競技内容を理解し体験会等を実施
イ 初級パラスポーツ指導員資格を取得し、障がいのある方の運動・スポーツの活動支援

総合型地域クラブ

ア パラスポーツの普及啓発のためパラスポーツを実施する機会づくり
イ 障がいのある方及びパラスポーツの理解を深め、障がいのある方が一緒に運動・スポーツを楽しめる機会の提供

学校

ア 障がいのある方の理解が広がるよう、地域住民等と交流する機会づくり
イ 障がいのある方が楽しめる運動・スポーツの情報を保護者等へ発信
ウ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進

指定管理者・民間スポーツ事業者

ア 障がいのある方が運動・スポーツをできる場の提供
イ 活動により得た知見を各主体に提供し、障がいのある方が運動・スポーツに取り組むための指導員育成

福祉事業者

ア 障がいのある方への理解が広がるよう、各主体との交流や連携ができるような機会づくり
イ 他の主体から得た運動・スポーツに関する情報を障がい者の家族等へ発信

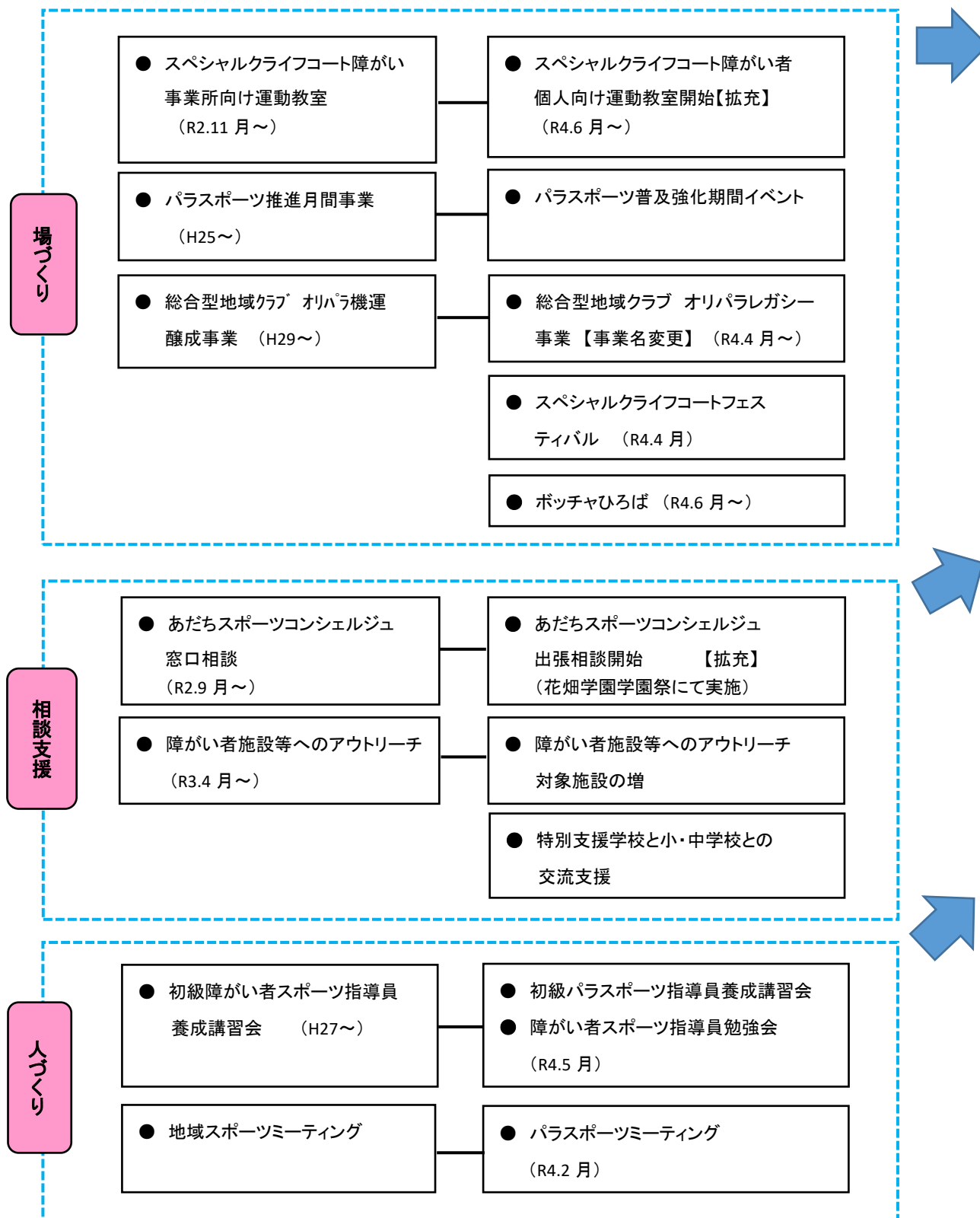
障がい者団体

- ア 障がいのある方への理解が広がるよう、障がいに関する情報を他の主体と共有
- イ 他の主体から得た運動・スポーツに関する情報を会員等へ発信

第2章 現状と課題

1 これまでと現在の取り組み

【令和4年度まで】



【令和5年度】



I パラスポーツの「場」や「機会」の創出

- 障がい者のスポーツ体験・教室・イベント 【拡充】
 - ＜ボッチャひろば・ライフル教室 年 14 回実施＞
 - ＜スペシャルクライフコート障がい事業所向け運動教室 年 24 回実施＞
 - ＜スペシャルクライフコート障がい者向け運動教室 年 20 回実施＞
 - ＜スペシャルクライフコートフェスティバル 年 1 回実施＞
- 障がい者施設等へのアウトリーチ(出前スポーツ体験)
- 受け皿となる民間スポーツ事業所の情報収集 【新規】



II パラスポーツの支援制度の充実

- 障がい者スポーツ活動助成制度 【新規】
 - ＜助成金支給 年 300 件対応＞
- あだちスポーツコンシェルジュ
 - ＜窓口相談 年 60 件＞



III スポーツを通じた障がい者理解の推進

- 学校訪問型パラスポーツ体験事業 【新規】
 - ＜年 70 回実施＞
- 区内特別支援学校と小・中学校との交流支援
 - ＜施設や物品の貸出・人材の紹介＞
- パラスポーツ普及事業
 - ＜イベントでのPR活動＞
 - ＜パラスポーツ推進月間事業＞
 - ＜総合型地域クラブオリパラレガシー事業＞
- パラスポーツ指導員・ボランティアの育成
 - ＜初級パラスポーツ指導員講習会 年 1 回実施＞
 - ＜パラスポーツ指導員勉強会 年 1 回実施＞

IV パラスポーツの推進体制の構築

- パラスポーツアクションプランの策定着手 【新規】
- パラスポーツ推進協議会の立ち上げ 【新規】

2 課題と要因

(1) 課題（週1回以上運動・スポーツを行っている方の割合）

足立区 全体	足立区 障がい者	全国 障がい者	東京都 障がい者
35.2%	23.6%	30.9%	35.2%
11.6ポイント低い		7.3ポイント低い	

障がい者向けのアンケートでは、週1回以上運動・スポーツをしている方の割合が足立区全体と比較して11.6ポイントも低い。また、全国の障がい者向けのアンケートと比較しても、足立区の障がい者の運動・スポーツの実施率は7.3ポイント低い。

(2) 要因（現在、運動・スポーツを行っていない理由）

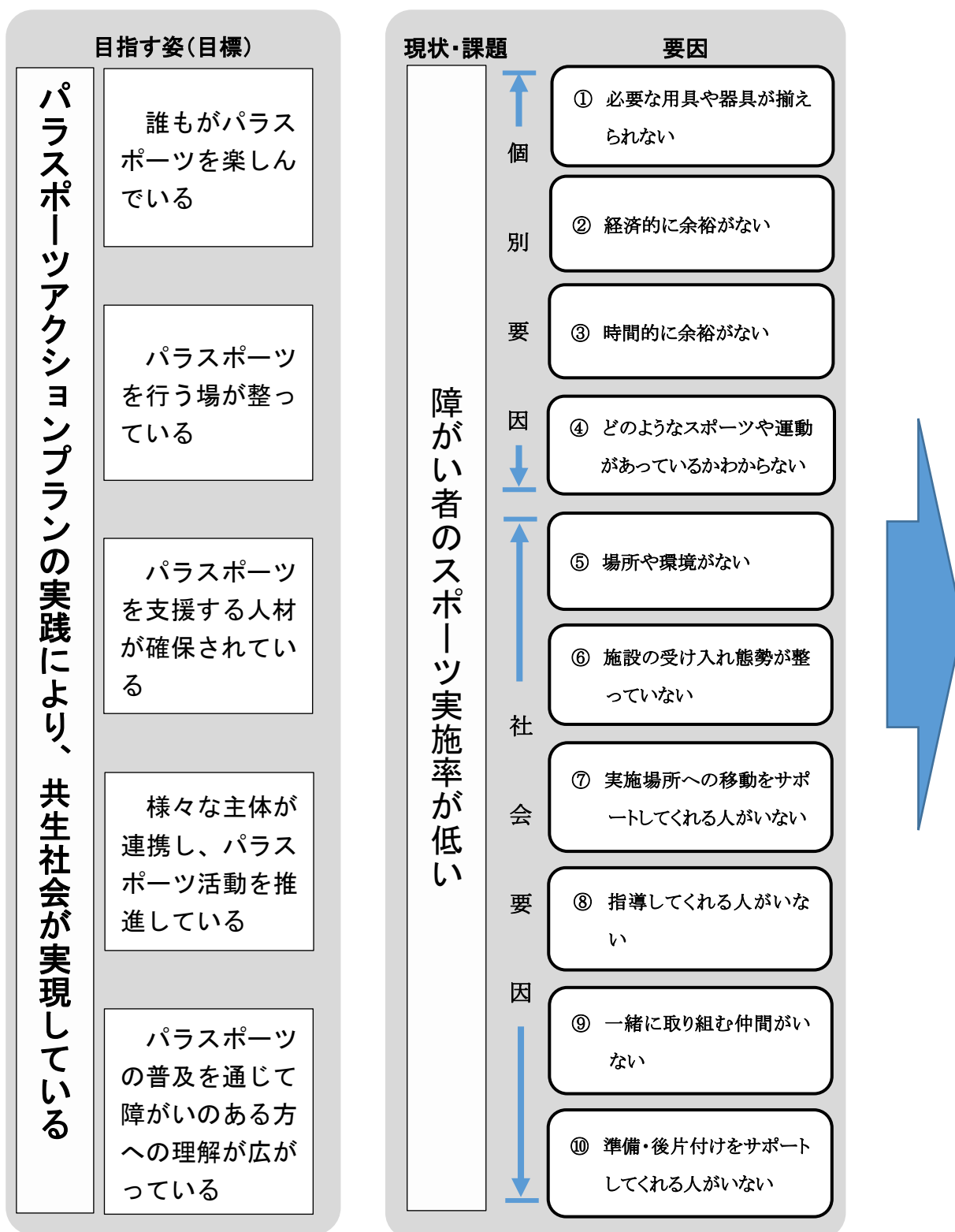
「足立区障がい福祉関連計画のためのアンケート調査（令和5年1月実施）」から抜粋

アンケート内容	割合
運動やスポーツをしたいと思わない・好きではない	22.1%
体を動かすことが得意ではない	18.9%
経済的に余裕がない	14.4%
どのような運動やスポーツがあっているかわからない	14.1%
場所や環境がない	13.7%
一緒に取り組む仲間がいない	13.7%
時間的に余裕がない	10.5%
病気や障がいのため	6.2%
医師から止められている	5.3%
指導してくれる人がいない	5.3%
移動や準備・後片付けをサポートしてくれる人がいない	4.4%
施設の受入体制が整っていない	3.5%
必要な用品や器具がそろえられない	3.4%
その他	22.8%

運動・スポーツに関心があっても、何かしらの社会的障壁により実施できていない方が多い。

第3章 施策展開

1 施策体系



施策の柱	施策	主な事業（各事業の詳細はP 17 参照）
I パラスポーツ 推進体制の構築	1 情報共有・連絡・連携体制の構築 2 行動計画の作成	1 情報共有・連絡・連携体制の構築 ① パラスポーツ推進協議会の運営 ② パラスポーツミーティング ③ 各活動主体間の情報共有手段の構築と運用（新規） 2 行動計画の作成 ① パラスポーツアクションプランの策定、進捗管理及び見直し
II 障がいのある 方へのパラスポ ーツの「場」や 「機会」の拡充	1 施設整備 2 サークル活動の実施（クラブチームや民間スポーツクラブなど） 3 体験会、教室、イベントの実施	1 施設整備 ① 既存施設へのユニバーサルデザイン導入（新規） ② スペシャルクライフコートの点検及び保守（新規） 2 サークル活動の実施 ① スペシャルクライフコート登録団体の利用促進 ② 障がいに理解のあるサークル等の区ホームページでの紹介（新規） 3 体験会、教室、イベント ① スペシャルクライフコートフェスティバル ② パラスポーツ体験会 ③ 障がいのある方の運動・スポーツ教室
III 障がいのある 方へのパラスポ ーツ支援の充実	1 障がいのある方への運動・スポーツ活動支援 2 支援人材の育成	1 障がいのある方への運動・スポーツ活動支援 ① あだちスポーツコンシェルジュ ② 障がい者スポーツ活動助成制度 ③ 障がいのある方への移動サポート制度の検討（新規） 2 支援人材の育成 ① 初級パラスポーツ指導員養成講習会
IV 健常者へのパ ラスポーツの普 及を通じた障が い者理解促進	1 体験会、イベントの実施 2 学習機会の提供	1 体験会・イベント ① スペシャルクライフコートフェスティバル ② パラスポーツ体験会 ③ 総合型地域クラブ オリパラレガシー事業 2 学習機会の提供 ① 学校訪問型パラスポーツ体験事業

＊施策の柱及び施策はスポーツ関係団体、民間団体等が協働・協創により取り組むべきものとして記載しています。
 ＊主な事業は、区、指定管理者、スポーツ推進委員、総合型地域クラブの事業を掲載しています。
 ＊主な事業のうち、障がいの有無に関係なく参加可能な事業は、複数の施策の柱に該当するため、重複記載しています。

2 各施策

【施策の柱Ⅰ】 パラスポーツ推進体制の構築

アクションプランの推進にあたっては、スポーツ関係団体等を中心として、学校、民間団体・事業者等が当事者意識（P 4～P 6 参照）をもって各々の役割を担うことで、協働・協創による取組みを進めていく必要があります。

1 情報共有・連絡・連携体制の構築 ★重要施策★

様々な立場の人が知見や意見を共有し、施策に反映する必要があります。また課題解決に向けて地域の各主体が連携し、パラスポーツの普及施策を実践することが共生社会の実現には必要不可欠であり、その体制を構築することが重要です。

主な事業

- ア パラスポーツ推進協議会の運営
- イ パラスポーツミーティング
(パラスポーツ関係者、障がい福祉関係者などが集い意見交換を行う)
- ウ 各活動主体間の情報共有手段の構築と運用(新規)

2 行動計画の作成

今後さらにパラスポーツを普及するためには、機会の提供や活動支援等の施策を体系化し、継続的かつ効果的に実施していく必要があります。策定した計画は、その進捗を管理するとともに、定期的に見直します。

主な事業

- ア パラスポーツアクションプランの策定、進捗管理及び見直し

【施策の柱Ⅱ】障がいのある方へのパラスポーツの「場」や「機会」の拡充

障がいのある方が運動・スポーツを行うためには、利用に適した設備と継続的に活動するためのサークルや教室が必要です。

また、障がいのある方に運動・スポーツの楽しさに「気づく」きっかけとなる機会を提供し、継続的な活動につなげる必要があります。

1 施設の整備

障がいのある方が安全・安心に活動できるよう、既存施設の整備を推進します。具体的には「段差解消」「使いやすいトイレやロッカールームの整備」「案内板等の表示サインの変更」「音声案内」「駐車スペースの確保」など、どなたでも利用できる施設を目指していきます。

主な事業

- ア 既存施設へのユニバーサルデザイン導入（改修時もしくは随時）（新規）
- イ スペシャルクライフコートの点検及び保守（新規）

2 サークル活動の実施 ★重点施策★

障がいのある方の運動・スポーツ実施率が低い要因の一つとして、共に楽しむ仲間を見つけるのが困難であるという点が挙げられます。

障がいに理解のある区内のサークル等の実態を把握し、障がいのある方が身近な場所のサークル活動に参加できるように支援します。

主な事業

- ア スペシャルクライフコート登録団体の利用促進
- イ 障がいに理解のあるサークル等の区ホームページでの紹介（新規）

3 体験会、教室、イベントの実施

障がいのある方が運動・スポーツの楽しさに気づき、継続的な活動のきっかけとなる機会を提供します。障がいの種類や程度に関わらず、安心して参加できる運動・スポーツの体験会や教室を実施します。

主な事業

- ア スペシャルクライフコートフェスティバル
- イ パラスポーツ体験会
- ウ 障がいのある方の運動・スポーツ教室

【施策の柱Ⅲ】障がいのある方へのパラスポーツ支援の充実

障がいのある方の運動・スポーツ実施率が低い要因として、必要な支援が得られないことが挙げられています。障がいのある方が、やりたい運動・スポーツをあきらめることがないように、支援を充実させていきます。

障がいのある方を支える活動の輪が広がることは、共生社会の実現に近づくものといえます。

1 障がいのある方への活動支援

障がいのある方の運動・スポーツ活動の開始や継続に必要な支援を行います。

障害者総合支援法に基づく移動サポート制度は、一カ月の利用時間に限度があり、余暇活動である運動・スポーツ活動を諦める方もいらっしゃいます。運動・スポーツ活動ために移動サポートが必要な方に対する支援制度を検討します。

主な事業

- ア あだちスポーツコンシェルジュ
- イ 障がい者スポーツ活動助成制度
- ウ 障がいのある方への移動サポート制度の検討（新規）

2 支援人材の育成

障がいのある方に運動・スポーツの楽しさを伝えるために必要な基礎知識や技術を習得できる講習会を開催します。講習受講者は、地域で障がいのある方の運動・スポーツを支える人材として活動できる体制を整えます。また、各体験会やイベント等でパラスポーツの指導を行うことで、指導スキルの向上を図ります。

主な事業

- ア 初級パラスポーツ指導員養成講習会

【施策の柱Ⅳ】 健常者へのパラスポーツの普及を通じた障がい者理解促進

パラスポーツは、一般のスポーツをベースに障がいの種類や程度に応じてルール等を工夫されたスポーツであり、障がいのある方のために考案されたスポーツです。パラスポーツを多様な人が一緒に楽しむことで、健常者への障がい者理解を深める効果が期待できます。

1 体験会、イベントの実施

健常者と障がいのある方が一緒にパラスポーツに触れ合える機会を提供します。より多くの方に、様々なパラスポーツを知ってもらうために、年間を通じて気軽に参加できる体験会やイベント等を実施します。

主な事業

- ア スペシャルライフコートフェスティバル
- イ パラスポーツ体験会
- ウ 総合型地域クラブ オリパラレガシー事業

2 学習機会の提供

パラスポーツを通じて、障がいのある方の立場や日常生活の障壁について知る機会を作ります。特に児童が将来の共生社会実現の担い手となっていくことを目指して、パラスポーツを通じて多様性を認め合い、自他共に尊重する心を育み、合理的な配慮に必要な考え方を理解する学習機会を充実させます。

主な事業

- ア 学校訪問型パラスポーツ体験事業

第3章 施策展開

3 各事業詳細

- (1) 区、指定管理者、スポーツ推進委員、総合型地域クラブの事業を掲載
- (2) 区主催事業のみ活動指標、目標値を設定

柱Ⅰ 【パラスポーツ推進体制の構築】

施策1 【情報共有・連絡・連携体制の構築】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	パラスポーツ推進協議会の運営	スポーツ振興課	様々な立場の人の意見を共有して、パラスポーツの推進の具体的な施策を定めたパラスポーツアクションプランの作成、進捗管理、見直しを行う。
2	パラスポーツミーティング	スポーツ振興課	パラスポーツ関係者、障がい福祉関係者が集い意見交換を行う。 開催ごとにテーマを設定し意見交換を行い、様々な関係者が顔の見える関係性を構築する。
3	各活動主体間の情報共有手段の構築と運用 (新規)	スポーツ振興課	地域のパラスポーツに関する情報を区のホームページに掲載し各活動主体間の情報共有を行う。ホームページの掲載条件などを整備し運用する。

*令和9年度の最終目標値は上位計画である運動・スポーツ計画の改定時（令和8年度）に設定する

活動指標	指標の定義	令和6年度 現状値	令和7年度	令和8年度
実施回数	会議の年間開催回数	4回	4回	4回
① 参加者数 ② 開催回数	① ミーティングに参加した延べ人数 ② 各地域で開催した年間実施回数	① 54人 ② 1回	① 160人 ② 2回	① 240人 ② 3回
①更新回数 ②閲覧件数	① 区ホームページの情報を更新した年間回数 ② 該当ページの年間閲覧件数	—	—	① 12回 ② 1,000件

柱Ⅰ 【パラスポーツ推進体制の構築】

施策2 【行動計画の作成】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	パラスポーツアクションプランの策定、進捗管理及び見直し	スポーツ振興課	パラスポーツを推進するための具体的な行動計画。「目標の設定」「現状と課題」「具体的な施策」等について定める。 足立区運動・スポーツ計画の見直しに合わせて、4年に1度見直しを行う。

柱Ⅱ 【障がいのある方へのパラスポーツの「場」や「機会」の拡充】

施策1 【施設（ハード面）の整備】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	既存施設へのユニバーサルデザイン導入（改修時もしくは随時）（新規）	スポーツ振興課	障がいのある方に既存施設を確認していただき、施設の改善点について意見を伺う。出された意見に基づき、ユニバーサルデザインの導入を検討する。
2	スペシャルクライフコートの点検及び保守（新規）	スポーツ振興課	スペシャルクライフコートの異常箇所を早期に発見し、軽微なうちに修繕することにより、利用者が安全に運動・スポーツできる場を維持する。

*令和9年度の最終目標値は上位計画である運動・スポーツ計画の改定時（令和8年度）に設定する

活動指標	指標の定義	令和6年度 現状値	令和7年度	令和8年度
—	—	—	—	—

活動指標	指標の定義	令和6年度 現状値	令和7年度	令和8年度
確認回数	障がいのある方にスポーツ施設の現地確認していただいた年間実施回数	—	2回	3回
点検回数	点検表に基づく年間点検実施回数	—	12回	12回

柱Ⅱ 【障がいのある方へのパラスポーツの「場」や「機会」の拡充】

施策2 【サークル活動（ソフト面）の実施】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	スペシャルライフコート登録団体の利用促進	スポーツ振興課	障がいのある方を中心として構成されたスポーツ団体や障がい福祉サービス事業所などに対し、障がいのある方が運動・スポーツを楽しめる施設として、スペシャルライフコートを紹介し、団体登録及び施設利用を促進する。
2	障がいに理解のあるサークル等の区ホームページでの紹介（新規）	スポーツ振興課	障がいに理解のあるサークル等の団体の名称、活動場所、活動内容等を一覧で区のホームページに掲載する。掲載する団体の条件などを整備し運用する。

*令和9年度の最終目標値は上位計画である運動・スポーツ計画の改定時（令和8年度）に設定する

活動指標	指標の定義	令和6年度 現状値	令和7年度	令和8年度
施設利用者数	登録団体利用のうち、障がい者の年間延べ利用者数	213人	300人	400人
掲載団体数	ホームページに掲載する団体数	—	8団体	13団体

柱Ⅱ 【障がいのある方へのパラスポーツの「場」や「機会」の拡充】

施策3 【体験会、教室、イベントの実施】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	スペシャルライフコートフェスティバル	スポーツ 振興課	障がいのある方や子どもたちを中心に、誰もが気軽に運動・スポーツやレクリエーションを楽しめる年1回のイベント。 バリアフリー対応の多目的スポーツ施設であるスペシャルライフコートでパラスポーツを身近に感じ、パラスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことへの興味・関心を広げる。
2	パラスポーツ体験会	スポーツ 振興課	障がいのある方が運動・スポーツに触れるきっかけをつくるだけでなく、障がいに応じて道具やルールなどを工夫して行うパラスポーツを体験することで障がいのない人も理解を深め、ともに汗を流すことで心のバリアフリー化を進める。
3	障がいのある方の運動・スポーツ教室	スポーツ 振興課	障がいのある方が障がいの種類や程度に関わらず、安心して運動・スポーツに参加できるよう、個人の特性に合わせた運動・スポーツ（ダンス、サッカー、ライフル射撃など）の教室をスペシャルライフコートなどで実施する。
4	指定管理者による障がい者向けプログラム	スポーツ 振興課	総合スポーツセンター、平野運動場、スイムスポーツセンター、千住温水プール、東綾瀬公園温水プールで実施している障がいのある方を対象に実施している「ヨガ」や「水泳」などのプログラム

*令和9年度の最終目標値は上位計画である運動・スポーツ計画の改定時（令和8年度）に設定する

活動指標	指標の定義	令和6年度 現状値	令和7年度	令和8年度
① 障がい者の 体験参加 人数 ② 健常者の 体験参加 人数	各体験の総参加 者数	① 237人 ② 2,327人	① 250人 ② 2,500人	① 270人 ② 2,700人
① 参加者数 ② 実施回数	① 各体験の 総参加者数 ② 年間実施 回数	① 423人 ② 1回	① 800人 ② 25回	① 1,080人 ② 36回
① 参加者数 ② 実施回数	① 教室への 総参加者数 ② 教室の年間 実施回数	① 1,009人 ② 47回	① 1,200人 ② 66回	① 1,350人 ② 66回
実施回数	障がい者向けプ ログラムの年間 実施回数	77回	115回	150回

柱Ⅲ 【障がいのある方へのパラスポーツ支援の充実】

施策1 【障がいのある方への活動支援】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	あだちスポーツコンシェルジュ	スポーツ振興課	障がいのある区民が、気軽に運動・スポーツに取り組むことができるよう、相談窓口を設置する。相談支援のみならず、関係機関との連絡調整や障がい者への普及啓発に取り組む。
2	障がい者スポーツ活動助成制度	スポーツ振興課	障がいのある区民の方を対象に、運動・スポーツの機会の拡大・活動の継続化を目的として、運動・スポーツ活動にあたり生じる経費の一部を助成する。 スポーツ用品の購入代金やサークル等へ所属するために支払う会費、活動場所への移動にかかる交通費などが対象。
3	障がいのある方への移動サポート制度の検討（新規）		取組内容検討中

* 令和9年度の最終目標値は上位計画である運動・スポーツ計画の改定時（令和8年度）に設定する

活動指標	指標の定義	令和6年度 現状値	令和7年度	令和8年度
① 相談件数 ② 相談後、活動につなげた割合	① 年間の新規相談件数 ② 年間の新規相談者のうち相談後体験につなげた割合	① 42件 ② 75%	① 50件 ② 80%	① 60件 ② 85%
助成金交付者数	助成金の年間交付者数	281人	300人	—
取組内容検討中				

第3章 施策展開

柱Ⅲ 【障がいのある方へのパラスポーツ支援の充実】

施策2 【支援人材の育成】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	初級パラスポーツ 指導員養成講習会	スポーツ 振興課	日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者制度に基づいた講習会を開催する。受講修了者のうち希望する方は区の「パラスポーツ指導員人材バンク」に登録する。
2	支援人材への協力 依頼	スポーツ 振興課	「パラスポーツ指導員人材バンク」登録者に区主催パラスポーツイベント等のボランティア協力を依頼する。

* 令和9年度の最終目標値は上位計画である運動・スポーツ計画の改定時（令和8年度）に設定する

活動指標	指標の定義	令和6年度 現状値	令和7年度	令和8年度
初級パラスポーツ指導員登録者数	講習終了後に実際に資格の登録を行った人数 (累計)	213人	223人 (前年+10人)	233人 (前年+10人)
① 協力依頼件数 ② 協力者数	① 支援人材への協力依頼年間件数 ② 協力してくれた延べ人数	① 18件 ② 118人	① 24件 ② 128人	① 28件 ② 138人

柱Ⅳ 【健全者へのパラスポーツの普及を通じた障がい者理解促進】

施策1 【体験会、イベントの実施】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	スペシャルライフコートフェスティバル（再掲）	スポーツ振興課	障がいのある方や子どもたちを中心に、誰もが気軽に運動・スポーツやレクリエーションを楽しめる年1回のイベント。バリアフリー対応の多目的スポーツ施設であるスペシャルライフコートでパラスポーツをより身近に感じ、パラスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことへの興味・関心を広げる。
2	パラスポーツ体験会（再掲）	スポーツ振興課	障がいのある方が運動・スポーツに触れるきっかけをつくるだけでなく、障がいに応じて道具やルールなどを工夫して行うパラスポーツを体験することで障がいのない人も理解を深め、ともに汗を流すことで心のバリアフリー化を進めます。
3	総合型地域クラブオリパラレガシー事業 ※注1	スポーツ振興課	誰もが日常的に運動・スポーツができる場として、各地域の施設を拠点に区民が中心となり自主的・主体的に活動する総合型地域クラブとの連携を通して、身近な場でパラスポーツに触れる機会を提供し、障がい者理解の促進を図る。
4	スポーツ推進委員によるパラスポーツ体験会	スポーツ推進委員	地域における様々な運動・スポーツ活動に協力し、指導・助言や普及・啓発を行うスポーツ推進委員が、地域の団体や学校からの要請を受けてパラスポーツの体験会などを実施する。

※注1

区から総合型地域クラブに委託している事業のうち、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としてスタートしたパラスポーツの普及啓発事業。毎月実施する継続事業と1日のみのイベント事業の2つの事業形態がある。

*令和9年度の最終目標値は上位計画である運動・スポーツ計画の改定時（令和8年度）に設定する

活動指標	指標の定義	令和6年度 現状値	令和7年度	令和8年度
① 障がい者の 体験参加人数 ② 健常者の体 験参加人数	各体験の総参加 者数	① 237人 ② 2,327人	① 250人 ② 2,500人	① 270人 ② 2,700人
① 参加者数 ② 実施回数	① 各体験の 総参加者数 ② 年間実施 回数	① 423人 ② 1回	① 800人 ② 25回	① 1,080人 ② 36回
参加者数	全クラブの総参 加者数	615人	700人	800人
—	—	—	—	—

柱Ⅳ 【健全者へのパラスポーツの普及を通じた障がい者理解促進】

施策2 【学習機会の提供】

活動 番号	事業名	所管	事業概要
1	学校訪問型パラスポーツ体験事業	スポーツ 振興課	区内全小学校を対象としたパラスポーツの体験授業を実施する。単に競技ルールを覚える授業ではなく、「どうすればできるようになるか」を考えて行動する創意工夫を通じた障がい者理解を促し、児童が将来の共生社会実現のための担い手となっていくことを目指す。

*令和9年度の最終目標値は上位計画である運動・スポーツ計画の改定時（令和8年度）に設定する

活動指標	指標の定義	令和6年度 現状値	令和7年度	令和8年度
実施回数	全小学校を対象に実施した 年間回数	67回	67回	67回

第4章 資料編

1 関係法令

(1) スポーツ基本法

(前文抜粋)

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、すべての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

(基本理念)

第二条第5項 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

(2) 障害者基本法

(地域社会における共生等) 抜粋

第三条 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、～社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

2 関連する国等の動向

(1) スポーツ基本法の制定（平成23年）

「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」で始まる我が国のスポーツの推進のための基本的な法律として平成23年に制定されました。

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であることを示し、基本理念の中で「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と明記するなど、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されています。

(2) 第3期スポーツ基本計画（令和4年）

令和4年に、スポーツ基本法に基づきスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

同計画では、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、「スポーツをつくる／はぐくむ」「あつまり、スポーツをともに行い、つながりを感じる」「スポーツに誰もがアクセスできる」という3つの新たな視点が必要になると考え、特に重点的に取り組むべき施策として「東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進」を掲げています。

(3) 東京都スポーツ推進総合計画（令和7年3月）

東京都は、未来の東京を見据え、スポーツ振興の観点から東京都として目指すべきビジョンと、その実現に向けた基本方針及び施策展開の方向性を示すものとして、新たな「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました。

本計画期間では、ラグビーワールドカップ2019や、コロナ禍での開催を実現した東京2020大会の経験を生かし、東京2025世界陸上・東京2025デフリンピックやその先の第39回ねりんピックの成功と更なるスポーツ推進につなげていきます。なお、本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。

第4章 資料編

(4) 国際スポーツ大会の東京開催（令和7年）

令和7年（2025年）に「東京2025世界陸上競技選手権大会」、「第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025」の開催が決定しました。

世界陸上競技大会は陸上競技におけるオリンピックに並ぶ世界最高峰の大会で、東京が開催地に認定されるのは34年ぶり、日本開催は通算3回目になります。国立競技場をメインに49種目（男子24種目、女子24種目、男女混合1種目）が実施される予定で、みるスポーツとして東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承することが期待されています。

デフリンピックは、ろう者（英語でデフ「耳が聞こえない」という意味）による国際スポーツ大会で、日本で初めて開催され、足立区では東京武道館にて柔道、空手の2種目が開催されます。大会ビジョンとして「デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会と繋ぐ」、「世界に、そして未来につながる大会へ」「誰もが個性を活かし力を発揮できる共生社会の実現」を掲げています。この大会を契機に、障がいのあるなしに関わらず共にスポーツを楽しむ共生社会への貢献が期待されています。

3 区のスポーツ施設

(1) 主要スポーツ施設の概要

施設名称	所在地	施設概要
①総合スポーツセンター	東保木間 2-27-1	大体育室、小体育室、剣道場、柔道場、アーチェリー場、エアライフル場、アスレチックルーム（トレーニングルーム）、テニスコート、多目的広場、屋外プール、スペシャルクライフコート、3×3コート
②平野運動場	平野 2-12-1	テニスコート、軟式野球場、ゲートボール場
③スイムスポーツセンター	西保木間 4-10-1	一般用プール、幼児用プール、体育館、小体育室、トレーニングルーム
④千住温水プール	千住 3-30 千寿本町小学校内	一般用プール、幼児用プール
⑤東綾瀬公園温水プール	東綾瀬 3-4-1	一般用プール、幼児用プール、屋外プール
地域体育館	地域学習センター内（9か所）	⑥佐野地域体育館、⑦花畑地域体育館、 ⑧伊興地域体育館、⑨鹿浜地域体育館、 ⑩江北地域体育館、⑪興本地域体育館、 ⑫梅田地域体育館、⑬中央本町地域体育館、 ⑭東和地域体育館

(2) スポーツ施設マップ



以上のような施設のほか、野球場（12か所）、テニスコート（6か所）、運動場（6か所）が区内各所に配置されています。

4 アクションプラン策定の経緯

(1) パラスポーツ推進協議会

	開催日	議題
第1回	令和6年 3月14日	1 委嘱状交付 2 委員紹介 3 会長・副会長の選任 4 諮問 5 アドバイザー紹介 6 パラスポーツアクションプランの策定の考え方について 7 足立区パラスポーツ推進協議会の今後の運営について 8 パラスポーツ推進に係るご意見
第2回	令和6年 5月27日	1 前回欠席委員及び人事異動等による変更委員の紹介 2 前回の委員発言内容要旨 3 足立区パラスポーツアクションプランイメージ案の説明 4 協議事項1「アクションプランの目指す将来の姿(目標)」の設定 5 アクションプランの推進体制と役割についての意見交換
第3回	令和6年 9月30日	1 前回協議事項の確認 2 アクションプランの「推進体制と役割」の設定 3 「施策体系」の設定と意見交換 4 「各施策と重点施策」の設定と意見交換 5 次回日程について
第4回	令和6年 12月17日	1 前回協議事項の確認 2 アクションプランの「各事業詳細」の設定
第5回	令和7年 3月28日	1 前回協議事項の確認 2 アクションプランの「各事業詳細」の設定
第6回	令和7年 6月12日	1 アクションプラン最終案の確認

(2) パラスポーツ推進協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、足立区におけるパラスポーツの推進について審議又は調査をするため、足立区パラスポーツ推進協議会を設置し、スポーツを通じた共生社会を実現することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、区長の附属機関として、足立区パラスポーツ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議又は調査をし、答申する。

- (1) パラスポーツアクションプラン（パラスポーツの推進に係る行動計画をいう。次号において同じ。）の策定に関すること。
- (2) パラスポーツアクションプランに係る事業の実践及び進捗管理に必要な事項に関すること。
- (3) その他パラスポーツに関すること。

(組織)

第4条 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員30名以内をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。
- 5 協議会の公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(部会)

第4章 資料編

第8条 協議会は、審議又は調査を効率的にするために必要があるときは、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(3) パラスポーツ推進協議会委員名簿（令和7年7月現在）

区分	氏名	所属・役職
学識委員	盆子原 秀三	SBC東京医療大学 教授
	藤後 悦子	東京未来大学 教授
	植松 隼人	サインフットボールしながわ スクール代表
	安岡 由恵	公益財団法人日本パラスポーツ協会常務理事付 特命担当次長
関係団体	飯ヶ谷 美恵	総合型地域クラブ興本倶楽部 クラブマネジャー
	鵜沢 勝	ADISC 代表
	加藤 仁志	足立区ろう者協会 会長
	蔵津 あけみ※1 鈴木 真理子※2	足立区肢体不自由児者父母の会 会長
	桑原 芳枝	足立区精神障害者家族会連合会あしなみ会 副会長
	小金井 寛	総合型地域クラブKITクラブ21 会長
	齋藤 安江	NPO 法人つばさの会 理事長
	佐藤 奈緒	足立区手をつなぐ親の会 会長
	鈴木 常義	東京都立足立特別支援学校 校長
	照井 智幸	社会福祉法人あいのわ福社会神明障がい福祉施設 総合施設長
	戸部 明男 ※3 柳川 富士雄※4	足立区視力障害者福祉協会 会長
	中島 進	社会福祉法人あだちの里西伊興ひまわり園 施設長
	中村 一昭	東京ヴェルディ株式会社 普及コーチ
	中山 小夜子※4 高橋 至和子※5	公益財団法人足立区スポーツ協会 常務理事
	西方 雅良	総合型地域クラブNACKクラブ クラブマネジャー
	羽住 敏久	足立区スポーツ推進委員会 会長
	原 則子	足立区視力障害者福祉協会 卓球クラブ（サウンドテーブルテニス）部長
	堀江 浩子 ※6 永島 崇子 ※7	東京都立花畑学園 校長
	森澤 美穂	足立区精神障がい者自立支援センター センター長
区職員	依田 保 ※4 茂木 聡直 ※5	地域のちから推進部長
	千ヶ崎 嘉彦※4 伊東 貴志 ※5	福祉部長
	馬場 優子	衛生部長

※1 令和7年5月まで ※2 令和7年6月から

※3 令和7年6月まで ※4 令和7年7月から

※4 令和7年3月まで ※5 令和7年4月から

※6 令和6年3月まで ※7 令和6年4月から

令和 7 年 9 月 1 日現在

区のデフリンピックの取り組み状況について

1 これまでの取り組み

実施日	内容
令和 6 年 7 月 1 日	ビュー坊のデフリンピック応援隊任命
令和 6 年 7 月 3 日	5 0 0 日前 SNS 投稿
令和 6 年 8 月 2 9 日 ～ 9 月 6 日	パラリンピックと合わせてアトリウムで P R 展示
令和 6 年 1 0 月 1 4 日	スポーツカーニバルにてデフサッカー体験の実施
令和 6 年 1 1 月 1 5 日	1 年前 SNS 投稿
令和 6 年 1 1 月 2 5 日	あだち広報の記事掲載
令和 6 年 1 1 月 3 0 日 ～ 1 2 月 6 日	障がい者アート展でポスター展示
令和 6 年 1 2 月 2 5 日 ～ 現在	ポスターのアトリウム常設掲示
令和 7 年 2 月 8 日	デフ空手大会にビュー坊当日参加による P R 活動
令和 7 年 4 月 2 9 日	クライフコートフェスティバル（2 0 0 日前） ア デフアスリートの講演と体験 イ ビュー坊（応援隊）の出演 ウ 2 0 0 日前 SNS 投稿 エ 東京都ブースの出展 (応援メッセージの募集、情報保障の展示)
令和 7 年 6 月 7 日 8 日	しょうぶまつりで P R ブース出展
令和 7 年 7 月 2 5 日	教育だよりでデフアスリートのインタビュー掲載及ホームページの掲載
	その他、各スポーツイベントでのポスター展示
令和 7 年 7 月 2 8 日	区内商店街へポスター約 4 0 0 枚掲示依頼
令和 7 年 8 月 1 日 ～ 1 5 日	アトリウムで P R パネル展示
令和 7 年 8 月 2 日	デフリンピック開催記念ワークショップの実施 ア 大学教授・アスリートによる講演 イ 各種体験会の実施
令和 7 年 8 月 7 日	1 0 0 日前 SNS 投稿

2 今後の予定

(1) イベントでのPR周知等

- ア 9月27日 : 東京拘置所の矯正展でPR展示
- イ 9月29日～10月4日 : 西新井アリオでPR展示
- ウ 10月11日、12日 : 区民まつり（Aフェスタ）でPR展示
- エ 10月13日 : スポーツカーニバルで周知

(2) その他

- ア 商店街フラッグの掲揚
- イ 横断幕と懸垂幕を綾瀬地区の学校と綾瀬駅周辺に掲出
- ウ 綾瀬地区の小中学校でデフアスリートによる出前教室の実施
- エ 50日前SNS投稿
- オ 10月中旬：足立区ゆかり選手の壮行会
- カ あだち広報10月25日号で特集記事の掲載

3 大会を盛り上げる企画（案）

- (1) 競技当日に東綾瀬公園でイベントの実施
- (2) ハーフタイムショーの実施
- (3) 地元割当席の確保と招待
- (4) フォトスポットの設置

令和 7 年 9 月 1 日

排泄コントロールができない方のプール利用について

1 これまでの経緯

開催回	質疑の要旨
第 4 回協議会 (令和 6 年 1 2 月)	【委員意見】 プールにおむつが取れない子が全く入れない。多少おむつが取れていない人も入れるようなプールがあるといい。 【区回答】 条件など確認して、またご相談させていただきたい。
第 5 回協議会 (令和 7 年 3 月)	【区回答】 年 2 回のプールの水の入替え作業の前のプール休業日に、おむつが取れていない方の限定利用が可能であるかどうか検討したが、作業工程から難しいとの結論に至った。東京都障害者総合スポーツセンターの利用条件を確認し、同センターを利用させていただきたい。 【委員意見】 ラテックス製の便がもれないタイプのプール用おむつを着用してプール利用することができるのかという視点でもう一回調査するのが良いのではないかな。 【区回答】 検討させていただく。

2 関係者からの聞き取り内容

(1) 足立特別支援学校、花畑学園のプール利用状況

- ア ラテックス製の便が漏れないタイプのプール用おむつは使用していない。
- イ 排泄コントロールが難しい人は、直前にトイレを済ませて入水し、入水時間も短くしている。
- ウ 仮にプール内で排泄があった場合は、全員プールから出て、薬剤を投入し、水質の基準値が適正になるまで、プールの利用を中止する。

(2) 保健所の見解

- ア 足立区プールの衛生管理に関する条例（以下、区条例）において、排泄コントロールができない方の利用（プールおむつの利用）を禁止する条文はないため、最終的には所管課の判断となる。
- イ 区条例において、水質基準を設けており、プール水を清潔に保つための措置が求められている。
- ウ ラテックス製の便がもれないタイプのプール用おむつについては、取扱説明書で「尿は吸収しないこと」や「水溶便・軟便は漏れる可能性がある」とあるため、利用中に排尿、排便があった場合、水質悪化する可能性がある。

エ 障がいの有無にかかわらず、じゃぶじゃぶ池と同様、水質悪化の観点から、排泄コントロールができない方のプール利用は望ましくないと考える。

3 23区の公営プールの状況

屋外幼児プールの利用に関して、次のとおり事例がある。

(1) 世田谷区：総合運動場温水プール（屋外幼児プール）

おむつ・トレーニングパンツが完全に取りれていない子どもは、スイミングパンツ（プール用おむつ）の上に水着を着用すれば利用可能。

【便が漏れた時の対応】

利用中止とし、清掃作業を行う。塩素濃度を高くし消毒をおこなう。水質の数値が基準値内となったら利用を再開する。

(2) 目黒区：目黒区民センター（屋外幼児プール）

オムツのとれていない子供は水着の下にスイミング用オムツを着用する。スイミング用オムツのみでの入水はできない。

【便が漏れた時の対応】

利用中止とし、水をすべて入れ替えている。

4 足立区のじゃぶじゃぶ池

オムツを使わなくなった就学前のお子様が利用可能。

5 結論

排泄コントロールが難しい方は、仮にラテックス製の便がもれないタイプのプール用おむつを使用したとしても、プール利用中に排尿、排便があった場合、水質が悪化する可能性があり、短時間に基準値内に水質を戻すような濾過や消毒が難しいため、現時点では足立区のプール利用は困難であると考える。

【参考】

足立区プールの衛生管理に関する条例施行規則別表第2（水質に関する事項を抜粋）

プール水については、次の基準を守ること。ただし、区長が公衆衛生上支障がないと認めたときは、この限りでない。

ア 水素イオン濃度は、PH値5.8から8.6まででなければならない。

イ 濁度は、2度を超えないこと。

ウ 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき12ミリグラムを超えてはならない。

エ 塩素剤又は塩素による消毒を行う場合にあっては遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上となるようにし、二酸化塩素による消毒を行う場合にあっては二酸化塩素濃度が1リットルにつき0.1ミリグラム以上0.4ミリグラム以下かつ亜塩素酸濃度が1リットルにつき1.2ミリグラム以下となるようにすること。

オ 大腸菌は、試料100ミリリットル中に検出されないこと。

カ 一般細菌は、試料1ミリリットル中200CFUを超えないこと。

キ 加温装置を設けて温水を利用する場合は、レジオネラ属菌が検出されないこと。